

新潟ユニゾンプラザ 指定管理者選定基準

令和8年7月

新潟県

指 定 管 理 者 選 定 基 準

1 指定管理者候補者の選定に当たっての基本方針

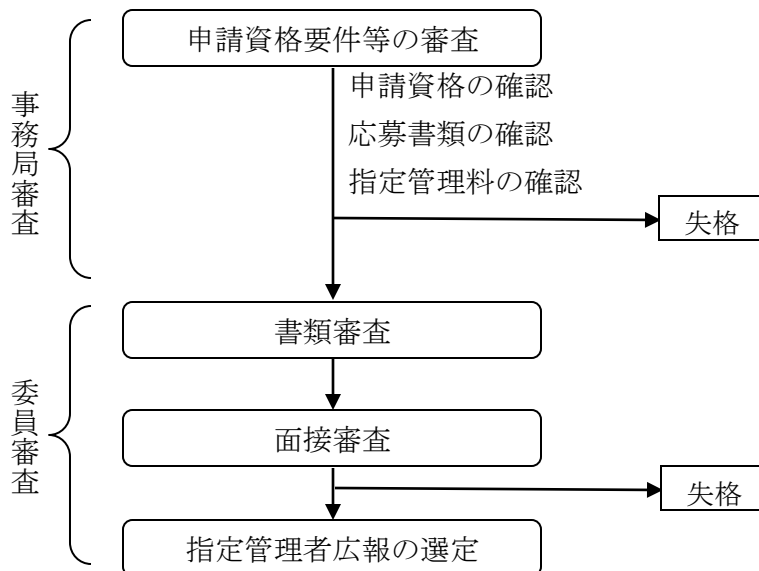
指定管理者制度は、公の施設の管理を法人その他の団体が行える制度であり、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間事業者を含めた中から最も適したものに公の施設の管理を代行させることによって、住民サービスの向上と経費の縮減等を図るもので、新潟ユニゾンプラザ（以下「ユニゾンプラザ」という。）では平成18年度から導入されている。

ユニゾンプラザは複合的、多目的な施設であり、それぞれの施設の機能を安定的に継続させ、さらに施設の効果を最大限に発揮させるためには、指定管理者に総合的・安定的な管理運営能力を有する必要があることから、指定管理者の選定に当たっては総体的にバランスのとれた候補者を選定することとする。

2 指定管理者の候補の選定及び決定

審査は、申請資格等の要件の確認及び提案内容の審査により行う。

指定管理者候補者選定までの審査手順は、以下のフローに示すとおりである。



(1) 審査

① 資格要件及び申請書類の確認

提出のあった申請書類について、新潟県福祉保健部福祉保健総務課において、新潟ユニゾンプラザ指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）で定める申請者の資格要件の適否及び申請に必要な提出書類がすべてそろっているか、募集要項

で示す指定管理料の範囲内の申請であるかを確認し、要件を満たさない場合は失格とする。

② 指定管理者審査委員会による選定

「新潟ユニゾンプラザ指定管理者審査委員会」（以下「委員会」という。）は、上記①の確認において失格となった者以外の者の申請内容について、以下の方法で審査を行うものとする。

なお、書面審査は、委員が個別に行うものとし、面接審査は委員が一堂に会して申請者から提案内容をじかに聞き取ることにより行う。

ア 書面審査

a 基礎項目

申請者が施設の安定管理に相応しい能力を有しているかについて、別紙「新潟ユニゾンプラザ指定管理者募集に係る審査項目及び選定基準」（以下「選定基準等」という。）の「1 基礎項目」に示す審査項目に基づき審査を行う。

b 提案項目

施設効用を最大限に発揮できる提案であるかについて、選定基準等の「2 提案項目」に示す審査項目に基づき、審査項目ごとに得点を付与することにより審査を行う。

イ 面接審査

申請者が行うプレゼンテーション内容を踏まえ、選定基準等の「1 基礎項目」及び「2 提案項目」に示す審査項目に基づき、上記アの書面審査時の判定及び得点を修正することにより行う。

委員会は、書類審査及び面接審査の結果を踏まえ、施設の安定管理に相応しい能力を有していないと認められる者（※1）、又は提案内容が県が求めるサービス水準に明らかに達していないと認められる者（※2）を除き、提案項目の合計得点が最も高い者を指定管理者候補として選定する。

※1 選定基準等の「1 基礎項目」において「不適」と判定された項目がある者

※2 各委員が採点した合計得点が選定基準等の「2 提案項目」に定める配点合計の50 %に満たない者

(2) 選定対象の除外

選定過程の中で申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

なお、共同応募で構成団体のいずれかが次の要件に該当した場合についても選定対象から除外する。

- ・ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書及び収支計画書を提出した場合
- ・ 申請書類提出後に、事業計画書及び収支計画書の内容を変更した場合（委員会の求

めによる変更を除く。)

- ・ 申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ・ 委員会委員に個別に接触した場合
- ・ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ その他不正な行為があった場合

(3) 候補者の決定

- ・ 知事は、委員会の選定を踏まえ、第1順位の候補者と細目協議を行い、協議が成立すれば第1順位の候補者を指定管理者候補者として決定する。
- ・ 細目協議が整わない場合は、第2順位、第3順位となった候補者と順次細目協議を行い、協議が整った場合は、その候補者を指定管理者候補者として決定する。
- ・ 決定した指定管理者候補者とは仮協定を締結する。

3 選定結果の通知及び結果の公表

選定結果については、申請者全員に対して通知するとともに、新潟県福祉保健部福祉保健総務課ホームページにおいて公表する。

新潟ユニゾンプラザ指定管理者募集に係る審査項目及び選定基準

1 基礎項目【施設の安定管理に相応しい能力があるか】

選定基準	審査の視点	適否	合計	事業計画書等
1 住民の平等利用の確保	(1)施設の平等利用が確保されるか	適・否	適	I 事業計画書 1 (1) 管理・運営の基本方針 ア、イ、ウ
	(2)設置目的に沿った各施設の運営が可能であるか	適・否	適	I 事業計画書 1 (1) 管理・運営の基本方針 ア、イ、ウ
2 効用の発揮・経費の縮減	(1)施設全体の機能を発揮させるための取り組みが提案されているか	適・否	適	I 事業計画書 1 (1) 管理・運営の基本方針 ア、イ、ウ
	(2)利用者が安全で安心して、快適に利用できるか	適・否	適	I 事業計画書 1 (1) 管理・運営の基本方針 ア、イ、ウ
3 管理の物的・人的能力	(1)継続的に安定した管理運営が可能な組織体制となっているか	適・否	適	I 事業計画書 2 (1)組織体制
	(2)類似する業務の実績があるか	適・否	適	I 事業計画書 2 (2)類似施設の管理の実績
	(3)安定した経営基盤があるか	適・否	適	団体の経営の状況を明らかにする書類
	(4)県の率先行動計画に配慮した環境にやさしい管理運営が確保されるか	適・否	適	I 事業計画書 2 (3)環境に配慮した取組
	(5)県内の産業振興や雇用の確保が配慮されているか	適・否	適	I 事業計画書 2 (4)県内の産業振興や雇用確保の方針
	(6)災害時などの危機管理能力や日頃の安全対策が確保されているか	適・否	適	I 事業計画書 2 (5)危機管理の方針
4 情報管理	個人情報の保護に関して適正な対応が確保されているか	適・否	適	I 事業計画書 2 (6)個人情報保護の方針
	情報公開に関して適正な対応が確保されているか	適・否	適	I 事業計画書 2 (7)情報公開の方針

2 提案項目【施設効用を最大限に発揮できる提案か】

選定基準	審査内容	配点	事業計画書等
1 効用の発揮	(1)利用者へのサービス向上及び各施設の利用率の向上が図られるか	25	
	ア 福祉機器展示室のサービス及び利用の向上が図られる提案か		I 事業計画書 3 福祉機器展示室の管理・運営に関する提案 ((4)を除く)
	イ 図書閲覧室のサービス及び利用の向上が図られる提案か		I 事業計画書 4 図書閲覧室の管理・運営に関する提案 ((4)を除く)
	ウ 貸室（含む無料部分）のサービス及び利用の向上が図られる提案か		I 事業計画書 5 貸室の管理・運営に関する提案 ((4)を除く)
	エ 公共部分（駐車場含む）のサービス及び利用の向上が図られる提案か		I 事業計画書 6 公共部分の管理・運営に関する提案
	オ 公用・目的外使用部分の円滑な管理が図られる提案か		I 事業計画書 7 公用・目的外使用部分の管理・運営に関する提案
	(2)管理運営上の問題解決の工夫や自主事業の実現の可能性が高いか	10	
	ア 現在の課題を解決するための創意工夫について提案されているか		I 事業計画書 3, 4, 5 各 (4) ウその他、自主事業の提案
	イ 施設の目的に沿った積極的な自主事業の展開及びその効用の評価等について提案されているか		
2 経費の節減と安定的な運営	管理にかかる経費の縮減に取り組むと共に収支積算が妥当で、事業計画との整合性が図られているか	15	
	ア 経費の縮減に関して具体的かつ実現性の高い提案がされているか		I 事業計画書 3, 4, 5 各 (4) イ 経費の縮減に関する提案
	イ 指定管理料の低減が図られているか		II 収支計画書 3 指定管理委託料の額
	ウ 収支積算の根拠が具体的かつ妥当で、それに基づいて事業計画が立てられているか		II 収支計画書 1 5ヵ年の収支計画書 2 利用料金収入見込額 4 収支計画の積算根拠
3 その他	利用者の満足度を測るための具体的な方法の提案があるか	10	
	ア 貸室、図書閲覧室、福祉機器展示室の利用者に対し、意見箱の設置やアンケート調査について、効果的な提案がされているか		I 事業計画書 3, 4, 5 各 (4) ア 利用者ニーズの把握と施設運営への反映の取組み
	イ ア以外に利用者の意見、要望の把握方法について具体的に提案があるか		
	ウ 利用者の意見等への対応について積極的な提案がされているか		
合 計		60	